

名古屋食品界

Nagoya Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 TEL052(953)5901
 名古屋市食品国民健康保険組合
 名古屋市中区栄四丁目 14 番 21 号
 愛旅連ビル 4 階 TEL052(261)7661(代)
<https://meishoku-kokuho.or.jp>

第一二七回組合会

令和五年度予算など可決 ↳ 介護保険料三百円値上げ、 その他は据置き

第一二七回組合会は、三月十日（金）午後三時三十分から名古屋ガーデンパレス（名古屋市中区錦三丁目）で開催されました。

組合会は、三浦邦雄副理事長の開会の辞に始まり、舟橋左門理事長の挨拶、長屋知子市健康福祉局参事（食品衛生）の来賓祝辞がありました。その後、太田富久議長の下で、議事録署名者として東地区関山和重議員と喫茶組合寺澤恵子議員が指名され、組合会の議事が進められました。この組合会において、令和五年度の組合事業計画、予算など四つの議案と一つの報告事項が上程され、いずれの議案・報告事項も原案通り可決承認されました。

第一号議案 令和五年度事業計画並びに予算編成方針
 当組合の年間平均被保険者数は、一万七〇七八人と

しました。事業内容については、医療費適正化対策として、①レセプト点検、②医療費通知の毎月実施、③後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進のためのお知らせの送付、④受診指導等を行います。また、保険事業として、特定健診・保健指導、人間ドック、生活習慣病検診を実施するとともに、健康家庭の表彰等を例年通り行います。

令和五年度医療費の伸びについては、対前年度二・七三%の伸びと見込み、被保険者一人当たり医療費を二万六八〇〇円と見込みました。

歳入は、①組合員の高齢化等による事業の廃止七十五歳到達の高齢者が後期高齢者医療制度へ移るなどにより、被保険者が減少していました。しかし、令和四年度では、コロナウ

イルス感染症対策による休業補償措置などにより、令和三年中の事業所得が増え、令和四年度分の市町村国保保険料が大幅に増えたことにより、事業者が当組合に加入する事例が多くみられました。その結果、令和四年一二月末時点では、被保険者が、前年より一三八七人増加しました。このことにより、保険料収入の減少に歯止めがかかっています。しかし、国庫補助率の低い特定被保険者（補助率三二%が一三%となる）の増加で補助金が通減しています。

一方、歳出においては、①高額な新薬や医療の高度化による高額医療費の増加等医療費の漸増、②前期高齢者の占める割合の低下による納付金等の大幅な増、③後期高齢者支援金・介護納付金の一人当たり負担額の増等があります。

特に、介護納付金については、一人当たりの負担額がここ五年間で二四・七%も増加しています。

このような事情のため、やむを得ず介護納付金の保険料のみ月額三百円増額の

改定を行い、その他の保険料は据え置くこととしました。

第二号議案 令和五年度当組合予算

令和五年度の予算総額は、五十四億六千九百六十四万四千円です。

各款別の予算は、別表「令和五年度名古屋食品国民健康保険組合予算」のとおりです。

第三号議案 当組合規約の一部を改正する規約

同規約第11条（出産育児一時金）及び第16条（保険料の賦課額）の規定を改定するものです。

別掲（一）「名古屋食品国民健康保険組合規約（昭和34年4月1日施行）の一部改正」のとおりです。

第四号議案 令和五年度当組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

これは、「当組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針（平成23年3月23日制定）」に基づいて、令和五年度の実践計画として策定されたものです。

別掲（二）「令和五年度名古屋食品国民健康保険組

（1面より続く）

合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画」のとおりです。
報告事項第一号 専決処分
を改正する規約

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和四年度から、毎年11月末時点における未就学児の人数に応じて、一人当たり一万二千円国から補助されることとなりまして、これに伴い令和4年11月専決処分により組合規約を改正しましたので、国民健康保険法第25条第3項の規定により、組合に報告したものです。

別掲（3）「名古屋市食品国民健康保険組合規約の一部改正」のとおりです。

組合公示 第二四八号

組合規約の一部改正について、令和五年三月十日第百三十七回組合会の議決を得、同年同月二十七日に愛知県知事の認可があったのでここに公示する。

令和五年四月一日

名古屋食品国民健康保険組合
 理事長 舟橋 左門

令和5年度名古屋市食品国民健康保険組合予算

（歳入）				（歳出）			
款	本年度	前年度	比較	款	前年度	本年度	比較
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
1 国民健康保険料	2,822,797	2,445,423	377,374	1 組合会費	1,000	1,000	0
2 使用料及び手数料	1	1	0	2 総務費	267,494	291,135	△23,641
3 国庫支出金	2,139,551	1,958,690	180,861	3 保険給付費	3,019,685	2,765,184	254,501
4 前期高齢者交付金	1	1	0	4 後期高齢者支援金等	976,148	888,927	87,221
5 県費支出金	1	1	0	5 前期高齢者納付金等	396,023	315,497	80,526
6 市費支出金	3,000	10,000	△7,000	6 介護納付金	507,114	502,978	4,136
7 共同事業交付金	87,979	88,755	△776	7 共同事業拠出金	116,036	120,285	△4,249
8 財産収入	19	19	0	8 保健事業費	74,470	76,670	△2,200
9 寄付金	1	1	0	9 積立金	2,003	3,003	△1,000
10 繰入金	4	185,002	△184,998	10 諸支出金	16,001	106,001	△90,000
11 繰越金	350,000	400,000	△50,000	11 予備費	30,990	21,385	9,605
12 諸収入	3,610	4,172	△562				
歳入合計	5,406,964	5,092,065	314,899	歳出合計	5,406,964	5,092,065	314,899

別掲（1） 名古屋市食品国民健康保険組合規約（昭和34年4月1日施行）の一部改正

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として <u>488,000</u> 円を支給する。</p> <p>ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに12,000円を加算する。</p> <p>2（略）</p> <p>（保険料の賦課額）</p> <p>第16条 組合員は、保険料として次の区分による額を納付しなければならない。</p> <p>一、甲組合員（事業主である者をいい、後期高齢者の組合員を除く。）については、1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ. 国民健康保険事業に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（以</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として <u>408,000</u> 円を支給する。</p> <p>ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに12,000円を加算する。</p> <p>2（略）</p> <p>（保険料の賦課額）</p> <p>第16条 組合員は、保険料として次の区分による額を納付しなければならない。</p> <p>一、甲組合員（事業主である者をいい、後期高齢者の組合員を除く。）については、1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ. 国民健康保険事業に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（以</p>

（3面へ続く）

〈2面より続く〉

<p>下「後期高齢者支援金」という。)及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。)</p> <p style="text-align: right;">14,800円</p> <p>ロ.後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。)</p> <p style="text-align: right;">2,600円</p> <p>ハ.介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。)</p> <p style="text-align: right;">3,100円</p> <p>二、乙組員(従業員である者をいい、後期高齢者の組員を除く。)については1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組員が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ.基礎賦課額 10,800円</p> <p>ロ.後期高齢者支援金等賦課額 2,600円</p> <p>ハ.介護納付金賦課額 3,100円</p> <p>三、(略)</p> <p>四、組合の世帯に属する被保険者については、1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ.基礎賦課額 5,700円</p> <p>ロ.後期高齢者支援金等賦課額 2,600円</p> <p>ハ.介護納付金賦課額 3,100円</p>	<p>下「後期高齢者支援金」という。)及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。)</p> <p style="text-align: right;">14,800円</p> <p>ロ.後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。)</p> <p style="text-align: right;">2,600円</p> <p>ハ.介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。)</p> <p style="text-align: right;">2,800円</p> <p>二、乙組員(従業員である者をいい、後期高齢者の組員を除く。)については1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組員が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ.基礎賦課額 10,800円</p> <p>ロ.後期高齢者支援金等賦課額 2,600円</p> <p>ハ.介護納付金賦課額 2,800円</p> <p>三、(略)</p> <p>四、組合の世帯に属する被保険者については、1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ.基礎賦課額 5,700円</p> <p>ロ.後期高齢者支援金等賦課額 2,600円</p> <p>ハ.介護納付金賦課額 2,800円</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

2 この規約の施行の日前に出産した被保険者に係る名古屋市食品国民健康保険組合規約第11条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 改正後の第16条の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度以前の保険料については、なお従前の例による。

別掲(2)

令和五年度名古屋市食品国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画

(令和五年三月十日第百三十七回組合会承認)

名古屋市食品国民健康保険ローテーションを実施する除組合法令遵守(コンプラ)とともに、財務会計事務(イアンス)体制の整備に関する基本方針「4項(1)」執行する。

1 法令遵守のための法令、握したときは、法令遵守担当理事に速やかに報告する。

規則集等の整備 (1) 役員が遵守すべき法令、規則集を用意し、役員が容易に閲覧できるようにする。

(2) 法令、規則などに基 5 不祥事故への対応 (1) 役員は、不祥事故

2 法令遵守のための指導・ 研修等 不祥事故を未然に防止す

3 法令遵守のための管理 事故防止の観点から、人

別掲(3)

名古屋市食品国民健康保険組合理約(昭和34年4月1日施行)の一部改正
新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減)</p> <p><u>第16条の2</u> 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、当該年度11月30日時点における未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)の人数に応じて1人当たり12,000円交付される未就学児世帯支援補助費は、未就学児のいる世帯の組合員又は当該組合員の世帯に属する被保険者の保険料に充てる。なお、その充て方に関しては、別に定める。</p>	(新設)

附則

(施行期日)

- この規約は、愛知県知事の認可した日から施行し、改正後の第16条の2の規定は、令和4年度保険料から適用する。

前期高齢者の被保険者証の交付について

七〇歳以上七五歳未満の前期高齢者の方には、「高齢受給者証」と「被保険者証」とを一体化した証を、令和三年度からお渡しております。

高齢受給者証と被保険者証が一体化した被保険者証は、次のように、前期高齢者の生年月日の違いにより、発行期日と有効期限が決まります。ご注意ください。

- ① 昭和二三年八月二日～昭和二十四年七月三十一日の間に生まれた方
 - 発行期日 令和五年八月一日
 - 有効期限 誕生日の前日
- ② 昭和二四年八月一日～昭和二八年七月一日の間に生まれた方
 - 発行期日 令和五年八月一日
 - 有効期限 令和六年七月三十一日
- ③ 昭和二八年七月二日～昭和二九年七月一日の間に生まれた方
 - 発行期日 令和六年七月三十一日
 - 有効期限 令和七年七月三十一日

(ただし、誕生日が一日の場合、その月の一日)

● 有効期限

令和六年七月三十一日

【自己負担割合の判定基準】

前期高齢者の自己負担割合が2割か3割かは、課税所得金額により決まります。その判定基準は、次のとおりです。

▼2割の方(＝一般所得者)

- ① 課税所得金額が百四十五万円未満の方
- ② 課税所得金額が百四十五万円以上であっても、収入額が次の「ア」又は「イ」に該当する方

ア、七十歳以上の加入者が一人のみのとき、その方の収入額が三百八十三万円未満

イ、七十歳以上の加入者が二人以上るとき、その方々の収入額の合計が五百二十万円未満

- ③ 同一世帯の被保険者の旧ただし書き所得(総所得金額等から四十三万円を控除した額)の合計額が二百十万円以下

▼3割の方(＝現役並み所得者)

課税所得金額が百四十五万円以上の方(前記の②又は③に該当する方を除く。)

医療法人 九愛会



人間ドック・生活習慣病予防健診

【愛知】愛知県豊明市香掛町石畑 180-1
-ご予約・お問合せ番号: 0562-93-8222

【三重】三重県鈴鹿市庄野町字久保 866
-ご予約・お問合せ番号: 059-373-4875

～ホームページ～
<http://www.c-stc.or.jp>

- 健康診断・人間ドック
- 生活習慣病(成人病)予防健診
- 特定健診
- 特定保健指導(支援)
- 企業健診(巡回バス健診)

※健診につきましては、実施日時をご確認の上、直接ご予約ください。

QRコードからもアクセスできます



公益社団法人
名古屋食品衛生協会
令和5年度事業計画

〈事業方針〉

「新型コロナウイルス感染症」は、令和5年5月に感染症法5類に分類されることとなり、ウイズコロナの時代となりました。

当協会は、各区食品衛生協会等と連携を密にし、食品衛生法の趣旨に則り、食中毒等飲食に起因する衛生上の危害の発生防止、食品の品質向上を図るため、食品関係事業者、消費者の食品衛生管理や知識向上などのための諸事業を行います。

〈重点方針〉

- 1 食中毒の予防対策に努めます。
- 2 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理等自主管理の推進します。
- 3 食品衛生責任者講習会等の推進します。
- 4 食品営業賠償共済、「あんしんフード君」等の普及に努めます。
- 5 事業の活性化と当協会の趣旨、事業等の周知、会員の確保に努めます。

〈主な事業〉

- 1 食品衛生月間やノロウイルス食中毒予防強化期間等に各区食品衛生協会と連携して食品衛生パレード、消費者懇談会等食品衛生の普及啓発活動を行う。また、食品衛生大会を開催する。
- 2 食品衛生責任者養成・実務講習会（集合方式・eラーニング方式）を開催する。
- 3 食品衛生指導員による、日本食品衛生協会の重点指導項目「HACCPの

考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り、簡易検査、リーフレット等を活用した自主衛生管理の指導・助言等巡回指導を実施する。

また、日本食品衛生協会の実施する「食の安心・安全・五つ星事業」、「衛生的な手洗い」の普及、検査機器の貸出に取り組む。

- 4 食品衛生向上の模範となる施設、従事者及び食品衛生の向上に功績のあった個人、団体を顕彰する。
- 5 名古屋食品界、ホームページ、リーフレット等

により、食中毒警報、ノロウイルス食中毒注意報・警報等情報の提供に努める。

- 6 食中毒予防、食品衛生法の改正等についての講習会、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理実践等についての講習会、食品衛生に関する相談窓口を開設し、自主衛生管理推進、食品衛生の知識向上を図る。
- 7 食中毒等の食品事故発生時の被害者救済と経営安定のための食品営業賠償共済等の普及に努める。
- 8 会員の加入促進、事業の活性化に努める。

※ eラーニング方式による講習会とは、パソコン・タブレット・スマートフォンを使用し、オンラインで講義動画の視聴とテストを受けることで、必要な知識を習得する学習形態のことです。

インターネット環境が整っていれば、受講者は講習会場に集まることなく、職場や自宅などで計画的に受講することができます。

収支予算書

(単位：円)

	予算額	備考
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,000	
受取会費	3,020,000	正会員、賛助会員等
事業収益	26,054,000	講習会、共済等
補助金	10,606,000	名古屋市、日本食品衛生協会
委託金	12,381,000	責任者講習会、自主管理講習会等
負担金	1,000	
寄付金	1,000	
経常収益計	52,064,000	
(2) 経常費用		
管理費	4,424,000	法人の運営
事業費	51,757,000	講習会、普及啓発、指導・助言等
経常費用計	56,181,000	

厚生労働省認可共済

さらに補償が拡大!!

あんしんフード君 (総合食品賠償共済)

食中毒だけでなく、業務上の過失による事故(施設賠償)、お預かり品にかかわる事故(受託物賠償)を含め、食品等事業者のリスクをトータルに補償します。



オールインワンで安心補償!

- 生産物賠償リスク + 施設リスク + 漏水リスク + 受託物リスク + 携帯品リスク
- 食中毒
 - 異物混入等
 - 従業員の過失
 - 施設の欠陥等
 - 店舗内の漏水で階下の施設を汚損
 - お預かり品にかかわる損害
 - 店舗内で食事中に盗難

ワンランク上の総合食品賠償共済誕生! 「スーパーあんしんフード君」

「あんしんフード君」に休業補償特約と傷害補償特約を付加したい人必見!! 「あんしんフード君」に特約を別々にご加入されるよりも割安でご加入できます。

●弁護士無料電話相談サービス
お客さまトラブル等についてのより良い解決案、対応のアドバイスが受けられます。

公益社団法人日本食品衛生協会 共済部
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1
TEL.03-3403-2115 FAX.03-3403-2734

令和5年度 名古屋市食品衛生監視指導計画

「令和5年度名古屋市食品衛生監視指導計画」は、食品衛生法に基づく監視指導等の事業を重点的、効率的かつ効果的に実施するために、食品衛生法第24条第1項に基づき策定するものです。

また、名古屋市食の安全・安心条例に基づく「名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画」(以下「行動計画」という。)の目標達成に向けた「単年度の計画」としても位置付けられ、令和5年度は、「行動計画2023」の最終年度となります。「行動計画2023」に定める成果指標の達成に向けて、HACCPに沿った衛生管理の実施及びカンピロバクター食中毒防止について食品等事業者に対する指導又は助言を行うとともに、リスクコミュニケーションにシフトについても新たな方式を取り入れながら進めていく必要があります。

画」を定めました。概略は次のとおりです。詳細については「名古屋市公式ウェブサイト」(食の安全・安心をめざして)をご覧ください。

1 監視指導計画の実施機関・関係機関との連携

食品衛生課、16区保健センター、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び衛生研究所は、関係部局、関係機関や他自治体と連携を図りながら、食品衛生に関する情報交換や協議を行うことにより、食の安全・安心の確保を図ります。

2 令和5年度の重点事項

- (1) HACCPに沿った衛生管理の定着に向けた指導・助言等
- (2) カンピロバクター食中毒防止対策の強化
- (3) リスクコミュニケーションの充実

3 監視指導及び食品等の検査の実施

食の安全を確保するため、食品衛生法やその他関

係法令に基づき、効率的かつ効果的に食品関連施設に対する監視指導及び食品等の検査を実施します。

(1) 食中毒防止対策

- ・ノロウイルス食中毒対策
- ・アニサキス食中毒対策 など

(2) 食品関連施設に対する監視指導

- ・夏季や年末の食品衛生対策など各種対策事業による重点的な監視指導の実施 など

(3) 食品等の検査

- ・過去の違反発見状況や食品の特性等を踏まえた計画的な収去検査等の実施 など

(4) 危機管理体制の整備と緊急時の対応

- ・食中毒等健康被害発生時の対応
- ・違反食品等発見時の対応
- ・食中毒等の公表
- ・市民からの苦情・相談への対応
- ・災害時の食品衛生の確保 など

(5) 食品衛生業務に係る人材育成

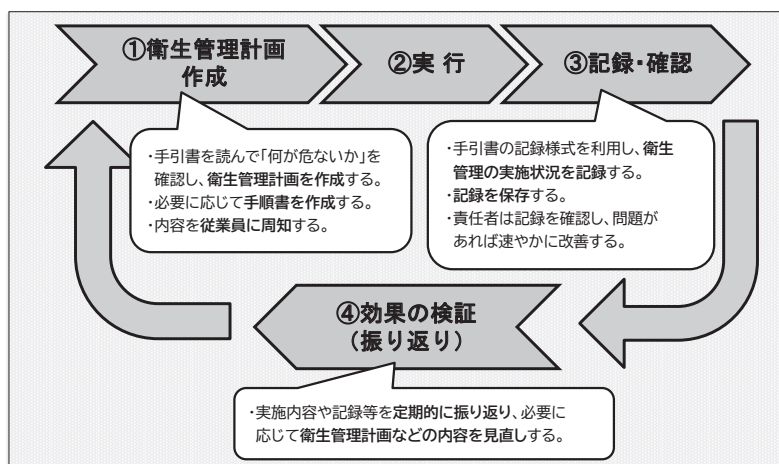
- ・食品衛生監視員等の研修、調査研究の実施 など

4 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

- (1) 事業者への情報提供
- (2) 制度に関する指導等
- (3) 食品衛生団体等への支援
- (4) 食品衛生自主管理認定制度

5 リスクコミュニケーション

- ・食の安全に関する情報発信
- ・名古屋公式ウェブサイトによる情報発信
- ・「なごや「よい食」メール」(メールマガジン)の配信
- ・Twitter(なすこ@食品安全・安心学習センター)による情報発信
- ・シフト事業及び情報発信
- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 食の安全に関する情報発信



HACCP に沿った衛生管理

HACCPに沿った衛生管理で安全な鶏肉料理を提供しましょう！！

カンピロバクター食中毒が名古屋市で多発しています。過去5年間に市内で発生した食中毒77件中29件と、4割近くを占め、食中毒の原因で第1位でした。また、カンピロバクター食中毒29件中25件で、「加熱用」と表示された鶏肉が鶏刺しや鶏レバ刺し、鶏肉のしもふり、鶏肉のたたきなど、生又は加熱不十分な鶏肉料理で提供されていました。

カンピロバクターは主に鶏や牛、豚などの腸管内に存在する細菌です。特に鶏肉や鶏の内臓はカンピロバクターが高率で検出され、少ない菌数でも発症します。「新鮮だから生で食べても大丈夫」、「表面を加熱すれば大丈夫」は間違いです。衛生管理計画では、以下のポイントを参考に安全な鶏肉料理を提供するための調理方法を考えましょう。

名古屋市では、年間を通じて食品等事業者への監視指導及び消費者への啓発を行うとともに、5月及び9月を監視強化月間として、生又は加熱不十分な鶏肉料理を提供する飲食店等に対する監視指導を重点的に行います。

カンピロバクター食中毒防止の主なポイント

ポイント①：加熱

鶏肉等は中心部まで十分に加熱（75℃ 1分以上）

ポイント②：二次汚染防止

鶏肉等の食肉に触れた手や包丁、まな板などは十分に洗淨・消毒

※焼肉店等の客が自ら調理する飲食店では、生肉専用トングなどを用意し、利用客に対して、器具の使い分けや、食肉の十分な加熱について注意喚起しましょう。

詳しくは … <https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000099438.html>

◇令和4年に市内で発生したカンピロバクター食中毒

発生年月	原因施設	主な提供メニュー	原材料の鶏肉
R4	1月 飲食店	鶏刺し、鶏タタキ	不明
	1月 飲食店	鶏刺し、焼鳥	加熱用
	5月 飲食店	焼鳥	加熱用
	9月 飲食店	鶏レバ刺し、焼鳥	食肉製品、加熱用
	10月 飲食店	鶏ユッケ、焼鳥	加熱用
	11月 飲食店	焼鳥	加熱用
	11月 飲食店	焼鳥	加熱用



名古屋市食品衛生自主管理認定制度に基づく認定について

「名古屋市食品衛生自主管理認定制度」は、名古屋市食の安全・安心条例に基づき、食の安全の確保に関する優れた取組みを自ら行っている施設を名古屋市が独自に認定し、公表する制度です。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。※取得は任意です。

令和4年度 新規認定施設

認定番号	施設名	認定事業者名
第99号	株式会社華桔梗	株式会社華桔梗
第100号	日進乳業株式会社 長先工場	日進乳業株式会社
第101号	エスパシオエンタープライズ株式会社 グルメキッチン	エスパシオエンタープライズ株式会社
第102号	株式会社イトピー	株式会社イトピー
第103号	松河屋老舗本店	株式会社松河屋
第104号	ヨコイピーナッツ株式会社	ヨコイピーナッツ株式会社
第105号	丸大水産株式会社 名古屋工場	丸大水産株式会社
第106号	株式会社出雲流通センター	株式会社出雲流通センター
第107号	ユニオン商事株式会社	ユニオン商事株式会社
第108号	社会福祉法人紫水会 オーネスト紫花	社会福祉法人紫水会

認定施設は「名古屋市公式ウェブサイト」でも紹介しております。

<アクセスはこちら>

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-12-0-0-0-0-0-0-0.html>

